

## 少年矯正のあゆみ

少年鑑別所	少年鑑別所の主な制度上の動き	少年院の主な制度上の動き	その他の動きなど
大正12年 (1923年)		<b>旧少年法、矯正院法に基づく少年院設置</b> (多摩少年院・浪速少年院)	
昭和24年 (1949年)	<b>少年観護所及び少年鑑別所誕生</b> ○少年観護所及び少年鑑別所処遇規則が公布。	<b>新生少年院誕生</b> ○新少年法・少年院法施行 ・収容して矯正教育を行うことを目的として明記 ・種別の制定(初等・中等・特別・医療) など	
昭和25年 (1950年)	<b>少年保護鑑別所に改称</b> ○少年観護所と少年鑑別所とが統合。	<b>実験施設の指定</b> ○職業補導重点施設、生活指導重点施設、 教科重点施設をそれぞれ指定。	○矯正保護研修所設置(S25) ○少年院収容人員第1のピーク 新収容人員 一日平均 11,333人(S26) 10,815人(S27) ○少年鑑別所年間新収容人員のピーク 新収容人員 一日平均 40,820人(S26) 2,130人 ○心理6級職(現在の国家I種) 合格者の採用開始(S26) ○矯正心理研究会 (後の日本犯罪心理学会)発足(S26)
昭和27年 (1952年)	<b>少年鑑別所に改称</b>		
昭和33年 (1958年)		<b>生活指導の基本的指針策定</b> ○矯正局長通達 「少年院における生活指導の充実について」	
昭和35年 (1961年)	<b>治療的・教育的処遇の推進</b> ○所内生活の日課の中に、貼り絵、合唱、集団討議等の 治療技法が組み込まれ始める。		
昭和37年 (1962年)		<b>少年院特殊化構想試案</b> ○短期訓練重点施設、職業訓練重点施設、 生活指導重点施設、教科重点施設、体育重点施設、 治療的処遇重点施設等を指定。	○日本犯罪心理学会設立(S38) ○矯正教育研究会 (後の日本矯正教育学会)発足(S39) ○矯正保護上級職員採用試験 (現在の国家I種人間科学II区分 試験)開始(S40)
昭和40年 (1965年)	<b>少年鑑別所標準運営第一次試行が行われる。</b> (静岡、大阪、広島、鹿児島、徳島の5庁)		
昭和42年 (1967年)	<b>法務省式人格目録(MJPI)が完成</b> (その他、法務省式心理検査として、 法務省式文章完成法(S40)、法務省式態度検査(S40)、 法務省式運転態度検査(H7)が開発される。) <b>少年鑑別所標準運営第二次試行が行われる。</b> (静岡、大阪、神戸、山口、小倉、長崎、旭川、徳島の8庁)		
昭和44年 (1969年)		○交通短期処遇を順次開始。	
昭和46年 (1971年)	<b>鑑別業務充実化作業開始</b> ○少年鑑別所の当面する鑑別業務上の 基本的事項について総合的な見地から検討する。	<b>少年院における教育訓練要領案</b> ○短期処遇、義務教育、高校教育、職業訓練、 職業指導、生活指導等のモデル提示。	
昭和52年 (1977年)		<b>少年院運営改善</b> ○矯正局長依命通達「少年院の運営について」 〈基本方針〉 ○施設内処遇と施設外処遇の有機的一体化 ○処遇の個別化と収容期間の弾力化 ○施設の特色化 ○関係諸機関、地域社会との連絡協調	○少年院収容人員減少 新収容人員 一日平均 1,969人(S49) 2,515人(S49) ○少年鑑別所新収容人員減少 新収容人員 一日平均 10,410人(S49) 593人(S49)
昭和53年 (1978年)	<b>少年鑑別所における探索処遇の推進</b> ○治療的・教育的処遇の見直しの上に立ち、 “処遇に役立つ鑑別”を推進するために、 探索処遇に各少年鑑別所が取り組む。 ○試行庁8庁指定 (前橋、大阪、名古屋、岡山、熊本、仙台、旭川、徳島 の8庁)		
昭和55年 (1980年)		<b>教育課程と成績評価基準等の整備</b> ○矯正局長通達 「少年院における教育課程の編成及び その運営について」 ○矯正局長通達「少年院成績評価基準について」	
昭和61年 (1986年)	<b>鑑別結果通知書の様式改正</b> ○事務次官通達「鑑別結果通知書の様式改正について」 発出。現行鑑別結果通知書様式となる。		○職員に「専門官制」の導入(S63)

平成3年 (1991年)	<b>収容鑑別の標準化</b> ○矯正局長通達「収容鑑別の基準について」 ○資質鑑別を行う際の留意すべき基本事項の明文化 ○「探索処遇」を「意図的行動観察」とし、収容鑑別における行動観察の位置づけを明確にした	<b>短期処遇の改編</b> ○特修短期処遇設置 (交通短期処遇を発展的に改編) ○一般短期処遇に処遇課程を設置 (教科教育課程、進路指導課程、職業指導課程)	
平成5年 (1993年)		<b>長期処遇の改編</b> ○生活訓練課程の設置 (外国人対象の課程(G2)を含む。) ○職業能力開発課程の設置 (職業訓練課程を改編)	○「児童の権利に関する条約」批准(H6) ○少年院収容人員減少 新収容人員 一日平均 <u>3,828人(H7)</u> <u>2,847人(H7)</u>
平成7年 (1995年)	<b>震災下の心理相談活動</b> ○神戸少年鑑別所における実践。		
平成8年 (1996年)		<b>教育課程運用の充実</b> ○矯正局長通達 「少年院における教育課程の編成、実施及び評価の基準について」	○A種認定鑑別技官選考採用に 一括試験方式導入(H8)
平成9年 (1997年)		<b>長期処遇の一部見直し</b> ○生活訓練課程(G3)の設置。 ○収容期間の弾力化措置。	○神戸連続児童殺傷事件(H9)
平成10年 (1998年)	<b>少年鑑別所施設改善委員会発足</b>		○少年院収容人員第3のピーク 新収容人員 一日平均 <u>6,052人(H12)</u> <u>4,528人(H12)</u>
平成13年 (2001年)	○少年法等の一部改正 ・観護措置の期間の延長(最長8週間を限度に延長可能に) ・重大事件の原則検察官送致 ・観護措置決定等に対する異議申立制度など <b>観護処遇の標準化</b> ○各矯正管区における観護処遇基準要綱、各施設における内規見直し。	○少年法等の一部改正 ・刑事処分可能年齢の引下げ	○少年鑑別所収容人員第3のピーク 新収容人員 一日平均 <u>23,063人(H15)</u> <u>1,485人(H15)</u>
平成16年 (2004年)		<b>「被害者の視点を取り入れた教育」の充実</b> ○有識者等による同教育研究会の開催	○犯罪被害者等基本法施行(H17)
平成18年 (2006年)		<b>就労支援の充実</b> ○矯正局長通達 「釈放予定受刑者及び少年院出院予定者に対する就労支援について」 ○矯正局長通達 「在院者から院長に対して自己が受けた処遇又は一身上の事情に関する申立てがなされた場合の取扱い等について」	
平成19年 (2007年)		○少年法等の一部改正 ・少年院収容下限年齢の引下げ ・保護者に対する措置の明文化 ・処遇の個別化理念の明文化 <b>一般短期処遇の再編</b> ○生活訓練課程の設置 (外国人対象の課程(G2)を含む。) ○職業能力開発課程の設置 (職業訓練課程を改編)	○刑事収容施設法施行(H19)
平成20年 (2008年)	○少年法等の一部改正 被害者審判傍聴制度、審判状況説明制度等新設。 <b>一般少年鑑別の標準化</b> ○各施設における内規見直し。 <b>少年鑑別所における「育成的処遇」の充実</b> ○少年矯正課長通知「少年鑑別所における健全育成を考慮した処遇について」の発出。 <b>法務省式リスクアセスメントツール開発作業開始</b>	○被害者等通知制度の少年への拡充 <b>就学支援の充実</b> ○「刑事施設又は少年院における高等学校卒業程度認定試験及び就学業務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験について」	○更生保護法施行(H20)
平成21年 (2009年)		<b>不服申立制度の創設</b> ○法務大臣訓令「少年院在院者の苦情の申出に関する訓令」 ○「少年矯正を考える有識者会議」設置。	
平成22年 (2010年)	<b>少年鑑別所長に対する申立制度の創設</b> ○矯正局長通達「在在者による少年鑑別所長に対する申立ての取扱いについて」。		